

■収入基準について■

1. 収入基準と計算方法

次の方法により、公営住宅法に定める収入月額（政令月収）を計算します。

入居資格の有無を確認する参考としてください。なお、裁量世帯については、2ページの「裁量世帯」をご覧ください。

◆所得者が2名以上、また「特別控除」の項目に該当する場合は、【表1】～【表3】の適用になりません。この場合は、3ページからの【表4】～【表5】を参照してください。

① 給与所得者の場合（申込み者の中で給与所得者が1人だけのときの年間総収入）【表1】

種別 \ 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般世帯	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下
裁量世帯	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下

② 金所得者の場合（申込み者の中で年金所得者が1人だけのときの年間総収入）【表2】

種別 \ 扶養親族数	0人	1人	2人	3人
一般世帯 <u>65歳未満</u>	3,028,015 以下	3,534,682 以下	4,041,349 以下	4,495,308 以下
裁量世帯 <u>65歳未満</u>	3,924,015 以下	4,391,778 以下	4,838,837 以下	5,285,896 以下
一般世帯 <u>65歳以上</u>	3,096,011 以下	3,534,682 以下	4,041,349 以下	4,495,308 以下
裁量世帯 <u>65歳以上</u>	3,924,015 以下	4,391,778 以下	4,838,837 以下	5,285,896 以下

③ 事業所得者の場合（申込み者の中で事業所得者が1人だけのときの年間事業所得）【表3】

種別 \ 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
一般世帯	1,896,011 以下	2,276,011 以下	2,656,011 以下	3,036,011 以下	3,416,011 以下
裁量世帯	2,568,011 以下	2,948,011 以下	3,328,011 以下	3,708,011 以下	4,088,011 以下

□ 「裁量世帯」について

「裁量世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯のことであり、計算後の政令月額が 158,000 円を

超えても、214,000 円以下であれば申込みができます。

➤ 60 歳以上の世帯

申込み者が 60 歳以上（もしくは、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方）の者であり、同居者

のいずれかが 60 歳以上（もしくは、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方）の者または 18 歳未

満の方からなる世帯。

➤ 障害者世帯

申込み者または同居者に身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳

A～B 判定の交付を受けた方がいる世帯。

➤ 戦傷病世帯

申込み者または同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表 1 号表の 2 の特別項症から第

6 項症まで、または同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方がいる世帯。

➤ 原子爆弾被爆者世帯

申込み者または同居者に原子爆弾被爆者に対する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣

の認定を受けている方がいる世帯。

➤ 引き揚げ者世帯

申込み者または同居者に海外からの引き揚げ者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚

げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯。

➤ ハンセン病療養所退所者

申込み者または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条

に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯。

➤ 小学校就学前の子供がいる世帯

入居時点で小学校就学前の子供がいる世帯。

① 給与所得者 1 人ずつの年間所得金額の算出表

【表 4】

年間総収入金額	所得金額の計算方法
651,000 円未満	所得は 0 円
651,000 円 ~ 1,618,999 円	(総収入金額) - 650,000 円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000 円
6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000 円

※ (端数整理後の総収入金額) とは、総収入金額 (1,000 円単位) を 4 で割り切れる額としたものになります。4,000 で割った数の小数点以下を切り捨ててから、4,000 をかけた数になります。

② 年金所得者 1 人ずつの年間所得金額の算出表

【表 5】

受給者の年齢	公的年金等の総収入金額 A	所得金額の計算方法
65 歳以上の方	0 円 ~ 1,200,000 円	年間所得金額 = 0 円
	1,200,001 円 ~ 3,300,000 円	A - 1,200,000 円
	3,300,001 円 ~ 4,100,000 円	A × 0.75 - 375,000 円
	4,100,001 円 ~ 7,700,000 円	A × 0.85 - 785,000 円
	7,700,001 円 ~	A × 0.95 - 1,555,000 円
65 歳未満の方	0 円 ~ 700,000 円	年間所得金額 = 0 円
	700,001 円 ~ 1,300,000 円	A - 700,000 円
	1,300,001 円 ~ 4,100,000 円	A × 0.75 - 375,000 円
	4,100,001 円 ~ 7,700,000 円	A × 0.85 - 785,000 円
	7,700,001 円 ~	A × 0.95 - 1,555,000 円

控除金額の計算表

控除名	控除の内容	計算方法
A 同居・扶養控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38 万円
B 寡婦控除	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方 ①『夫と死別、離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、『扶養親族又は所得金額 38 万円以下の生計を一にする子を有する方』 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、所得が 500 万円以下の寡婦の方	27 万円 (所得が 27 万円未満のときはその金額)
C 寡夫控除	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方 『妻と死別、離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が明らかでない方』で、所得金額 38 万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が 500 万円以下の方	
D 老人扶養控除	70 歳以上の扶養親族または控除対象配偶者	1人につき 10 万円
E 障害者控除	身体障害者手帳（3 級～6 級） 精神障害者手帳（2 級～3 級） 療育手帳（B 判定）	1人につき 27 万円
F 特別障害者控除	身体障害者手帳（1 級～2 級） 精神障害者手帳（1 級） 療育手帳（A 判定）	1人につき 40 万円
G 特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が 16 歳以上 23 歳未満の方がいる場合	1人につき 25 万円

2. 収入分位

「1. 収入基準と計算方法」で求めた収入月額が下記収入分位を超える場合は、入居申込みができません。

区分	収入月額	収入分位
一般階層	0 円 ～ 104,000 円	1
	104,001 円 ～ 123,000 円	2
	123,001 円 ～ 139,000 円	3
	139,001 円 ～ 158,000 円	4
裁量階層	158,001 円 ～ 186,000 円	5
	186,001 円 ～ 214,000 円	6

3. 収入計算表

家族の中に収入のある方が2人以上いる方、又は特別控除対象者がいる方は、4ページの控除金額の計算表から導かれた所得金額及び控除額等を次の収入計算表にあてはめ、収入月収月額（政令月収）を計算してみてください。

所得		
	総収入	控除後の所得
本人	円	円
同居者A	円	円
同居者B	円	円
計		円・・・①

控除		
同居者	38万円×	人＝円
別居の扶養親族	38万円×	人＝円
老人扶養（満70歳以上）	10万円×	人＝円
特別障害者（1級～2級）	40万円×	人＝円
障がい者（3級～6級）	27万円×	人＝円
特定扶養（16歳以上～23歳未満）	25万円×	人＝円
寡婦（夫）	27万円×	人＝円

計		円・・・②
収入月収（政令月収）	上記①及び②から算出	
	(① ②) ÷ 12ヶ月＝	
		円